

法律Q&A

経験豊富なグレイスの弁護士が、身近な法律問題から
企業の法務問題まで、弁護士の観点からお答えします。

vol.07

Q 期間を定めて雇用した従業員との労働契約は、
その期間が終了すれば当然に終了するのですか。

A 原則として、契約期間の満了によって
労働契約は当然に終了します。
しかし、労働契約法19条により当然に労働契約が
終了せず、更新したことになる場合があります。

期間を定めて雇用契約を締結した場合、その期間が
終了すればその契約が終了するのが原則です。

しかし、例外として、①有期労働契約が過去に反復し
て更新されたことがあり、かつ、その契約期間満了時
の雇止めが解雇と社会通念上同視できる場合又は、
②契約期間の満了時に当該有期労働契約が更新され
るものと期待することについて合理的な理由がある
ものと認められる場合に、労働者からの契約更新の
申込みを使用者が拒絶したとしても、その拒絶が客観
的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると
認められないときには、使用者が労働者からの同申し
込みを承諾したものとみなされます（労働契約法19条）。
その結果、従前と同一の条件で労働契約が更新され

ることになります。

以上のように、有期雇用であっても、実質的に無期
の雇用契約と同一視できる場合や契約締結時や契約
期間中の業務内容、言動等により労働者が契約更
新に期待を抱いてしまった場合には、同契約を更新せ
ざるを得ないことになります。

そのため、思いがけない契約更新を防ぐために労働契
約の締結時や契約期間中にも注意が必要です。その
他にも、有期労働契約締結についてお困りのことが
あればいつでもご相談いただければと思います。

回答した弁護士

企業法務部

弁護士

戸田 晃輔



「法律 Q&A」では皆様からの法律問題に関するご相談を随時募
集しております。✉ info2@grace-law.jp までご連絡ください。